

受付中

中土佐町空き家活用のための 荷物整理補助金

対象となる条件

- ① 本事業完了後5年間は空き家バンクに登録 ※賃貸の場合は入居希望者に貸すこと
 - ② 所有者及び入居希望者においては町税等の滞納がない事を証明する書類を提出した者
 - ③ 「一般廃棄物処分許可」を受けている業者(原則として町内業者)に発注すること
 - ④ 暴力団等排除措置対象者でないこと
- 売買物件を取得後の活用や所有者の承諾があれば、入居者も活用できます。

申請から補助金請求までの流れ

- ① 荷物整理補助金交付申請
※空き家バンクの登録をしていない場合は、登録申込みが必要です。
↓
- ② 交付決定通知書を送付
↓
- ③ 交付決定後、荷物整理(処分)開始
↓
- ④ 完了後、必要書類を添付のうえ役場に事績報告書を提出
※以下の変更があった場合は実績報告前に荷物整理補助金変更申請書を提出が必要
1.交付金額より増額
2.交付金額よりも20%以上の減額
3.中止するとき
4.事業内容の重要な部分に関する変更をするとき
↓
- ⑤ 荷物整理補助金確定通知書および補助金請求書を送付
↓
- ⑥ まちづくり課へ補助金請求書を提出



件数に
達するまで
募集します!!

詳しくは、
中土佐町役場
まちづくり課まで
ご連絡ください

【問い合わせ先:0889-52-2365】